

審第6140号-1  
答申第380号  
令和8年3月18日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県個人情報保護審議会  
会長 石井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和6年7月30日付け〇〇健福第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第345号

令和6年6月11日付けで審査請求人から提起された、令和6年3月12日付け〇〇健福第〇〇号で行った保有個人情報開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和6年3月12日付け〇〇健福第〇〇号で行った保有個人情報開示決定（以下「本件決定」という。）につき、審査請求人が開示すべきとし、実施機関がなお不開示とすべきとしている部分について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和6年2月14日付けで、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定により、「請求者（〇〇）の〇〇年〇〇月から〇〇年〇〇月までの〇〇に関し、通報に関する資料、指定医による診察に関する資料、〇〇の決定に関する資料、入院中の指定医による診察に関する資料、退院請求に関する資料、入院時・入院中・退院時の〇〇における審査記録、入院中の請求者の医療記録、〇〇解除決定に関する資料を含む一切の記録・資料」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、別表1に掲げる10件の行政文書（以下「本件文書」といい、それぞれの行政文書を別表の審議会による名称によって特定する。）に記録された保有個人情報を特定し、本件文書1から3までについてはその全部を開示とし、本件文書4から10までについてはその一部を不開示とする本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和6年6月11日付けで、本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、法第105条第3項による読み替え後の同条第1項の規定により、令和6年7月30日付け〇〇健福第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。
  - ア 本件審査請求の趣旨

本件決定のうち、次の不開示部分の開示を求める。

- (ア) 別表 2 の番号（以下、単に「番号」という。） 4 から 9 まで、11、14、17（ただし関係者の氏名及び所属を除く）及び18（ただし関係者の氏名及び所属を除く）
- (イ) 番号 22 から 24 まで及び 26
- (ウ) 番号 28 から 33 まで
- (エ) 番号 35 から 40 まで、42、44 から 46 まで
- (オ) 番号 48 から 51 まで
- (カ) 番号 52
- (キ) 番号 55 から 91 まで

#### イ 本件審査請求の理由

##### (ア) 本件不開示処分に至る経緯

審査請求人は、同人の認識によれば、〇〇年〇〇月〇〇日〇〇、自宅近くのコンビニエンスストアにいたところ、〇〇の通報により臨場した警察官に身柄を拘束され、そのまま〇〇に入院させられた。

審査請求人は、自分が〇〇となった理由を知るため、千葉県に対し保有個人情報の開示請求を行ったが、肝心の理由部分が全て不開示とされた。

〇〇という重大な処分を受けたにもかかわらず、その理由を全く知ることができないのは、日本国憲法の定める適正手続の保障（31条）、知る権利（21条1条）及び自己情報コントロール権（13条）の重大な侵害であり、到底承服できないので、本審査請求に及ぶ。

なお、審査請求人は、不開示情報のうち、関係者の氏名等個人を識別できる情報については開示を求めない。

##### (イ) 不開示理由について（総論）

- a 本件審査請求で開示を求める不開示処分の理由は、法 78 条 1 項 2 号又は 7 号に該当するというものである。
- b 法 78 条 1 項 2 号を理由とする不開示部分のうち、個人識別情報が含まれている記述については、個人識別情報とそれ以外の情報を区別せず一体として不開示とするのではなく、個人識別情報以外の部分は個人識別情報と区別して開示しなければならない（法 79 条）。これらを区別することなく一体的に不開示としている箇所については、これらを区別したうえで個人識別情報以外の部分は開示すべきである。
- c 法 78 条 1 項 7 号を理由とする不開示部分は、いずれも同号柱書の包括規定を根拠としている。

しかしながら、同号柱書の「当該事務又は事業の性質上、当該事

務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、当該事務又は事業が、根拠規定や趣旨に照らし、開示の必要性等の種々の利益衡量をしたうえで適正な遂行といえるものでなければならない。

また、単に行政機関においてそのおそれがあると判断するだけでなく客観的にそのおそれがあると認められることが必要である。

さらに、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものでなければならず、「おそれ」の程度も、抽象的なものでは足りず、法的保護に値する蓋然性が必要である。

本件では、すでに〇〇が終了しているのだから、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはない。

したがって、7号柱書を理由とする不開示部分については、不開示とした場合に害される法益との利益衡量を行い、当該〇〇手続の「適正な遂行」かどうか検討し、それが肯定される場合でも、「支障」を及ぼす「おそれ」が抽象的なものにとどまらず実質的・客観的に認められる場合でない限り、開示されなければならない。

- d また、本件開示請求は、〇〇という重大な行政措置の具体的理由の開示を求めるものであり、それが適正に行われたことを本人に対し明らかにする必要性は高く、審査請求人の権利利益を保護するために特に必要であるから、不開示情報であるとしても、裁量的に開示すべきである（法80条）。

(ウ) 不開示理由について（各論）

a 番号4から9まで

「関係機関から聴取した情報であり、開示することにより、今後当該関係機関から開示を前提とした情報しか得られなくなるおそれ」及び「当該関係機関との信頼関係を害するおそれ」は、いずれも抽象的なおそれにすぎず、極めて大きな人権制限を伴う〇〇にかかる情報を本人が知る権利との比較考量において優越する法益とはいえない。当該関係機関からの情報提供や信頼関係の維持は当該個人情報不開示という方法ではなく、別の方法で実現すべきことである。

「当該事業の適正な遂行」とは、県の機関が行う〇〇事業一般のことではなく、〇〇にかかる事業を指すと解すべきである。本件では、すでに〇〇は終了しておりその事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。また、今後、同種の〇〇手続の適正な遂行に支障を及ぼす影響を考慮するとしても、具体的根拠を本人に開示しないで〇〇という極めて重大な人権制約を伴う措置を行うことは、適正手続の保障（憲法31条）に照らし、「適正な」遂行といえない。

b 番号11及び14

「診察を行った医師との信頼関係が崩れる可能性」及び「今後、本人の感情や反応を考慮して記載内容が簡略化や形骸化する可能性」は、本人が当該医師に何らかの働きかけをすることを想定しているものと思われるが、医師が特定されなければそのような可能性は生じない。また、診察を行った医師は、〇〇に必要な法定の手続の一環として診察をしているのであって、いやしくも「本人の感情や反応を考慮して記載内容が簡略化や形骸化する」ようなことはその職責に照らし許されないものであって、不開示の正当な理由にならないというべきである。

〇〇はすでに解除されており、事業の目的達成に支障を及ぼすことはない。

「将来の同種の事業の目的達成に支障を及ぼすおそれ」についても、その事業の「適正な」遂行に支障が生じるかどうかが問題にされなければならないが、〇〇の具体的理由を本人に示さずして「適正な」事業遂行とはいえないから、7号に該当しない。

c 番号17及び18

審査請求人は、診断名（33行目）について開示を求めるが、関係者の氏名及び所属についての情報の開示は求めないので、指定医が被診察者等から圧迫及び干渉を受ける可能性はない。また本件〇〇は解除されているから、もはや公正適切な診察が困難になるおそれはない。

d 番号22から24までにつき、前記aに同じ。

e 番号26につき、前記bに同じ。

f 番号28につき、前記aに同じ。

g 番号29及び30につき、前記bに同じ。

h 番号31から33までにつき、前記aに同じ。

i 番号35につき、前記aに同じ。

j 番号36及び37につき、前記bに同じ。

k 番号38から40までにつき、前記aに同じ。

l 番号42につき、前記bに同じ。

m 番号44につき、前記aに同じ。

n 番号45及び46につき、前記bに同じ。

o 番号48につき、前記aに同じ。

p 番号49から51までにつき、前記bに同じ。

q 番号52につき、前記bに同じ。

r 番号55につき、前記aに同じ。

s 番号56及び57

不開示部分中、特定の個人を識別することができる個人識別情報に該当する部分は不開示でやむを得ないとしても、黒塗り部分の分量に照らし、全体が個人識別情報とは考え難く、個人識別情報以外の部分に不開示理由はないのだから、個人識別情報以外の部分は開示しなければならない。

t 番号58及び59につき、前記aに同じ。

u 番号60及び61

広域専門指導員の個人が特定されるのでなければ、どのような情報提供があったかを開示したとしても、信頼関係が崩れる可能性はない。

また「〇〇に関する事務もしくは将来の同種の事務の目的達成」という広範な事務について抽象的に支障があるとするだけでは不開示理由として不十分である。

v 番号62

対応した職員の所見が短文で示されているにすぎず、開示することで記載内容が形骸化したり、将来の相談事務又は〇〇事業の適正な遂行に支障を及ぼしたりするおそれがあるとは考え難い。そのような抽象的な「支障」は不開示理由にならない。

w 番号63について、前記aに同じ。

x 番号64について、前記sに同じ。

y 番号65から70までについて、前記aに同じ。

z 番号71について、前記sに同じ。

aa 番号72及び73について、前記aに同じ。

ab 番号74について、前記vに同じ。

ac 番号75及び76について、前記aに同じ。

ad 番号77及び78について、前記sに同じ。

ae 番号79について、前記aに同じ。

af 番号80について、前記vに同じ。

ag 番号81について、前記aに同じ。

ah 番号82について、前記sに同じ。

ai 番号83について、前記aに同じ。

aj 番号84について、前記sに同じ。

ak 番号85及び86について、前記aに同じ。

al 番号87及び88について、前記aに同じ。

am 番号89について、前記sに同じ。

an 番号90及び91について、前記aに同じ。

(エ) 開示の必要性

審査請求人は、〇〇により意に反して〇〇させられ〇〇もの長期間にわたり行動の自由を著しく制限されるという極めて重大な不利益処分を受けたのであるから、その〇〇の具体的理由を知ることは重要な権利である。すでに〇〇が終了して一定の時間が経過しており、当該〇〇に今後支障が生じることはない。にもかかわらず、本件不開示処分により、未だ〇〇に至った理由を知ることができないというのは、適正手続の保障（憲法31条）、自己情報を知る権利（同21条1項）及び自己情報をコントロールする権利（同13条）を著しく侵害するものである。

(オ) 以上から、審査請求人は、前記アのとおり不開示部分の開示を求める。

(2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

後記4(3)に対し、以下のとおり反論する。

ア 法78条1項2号を理由とする不開示部分について

(ア) 処分庁は、「本件について、開示請求に係る保有個人情報の中に、開示請求の対象となる保有個人情報に係る本人以外の個人に関する情報が含まれており、第三者に関する情報を本人に開示することにより、当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあるため、不開示とすることが妥当である」と主張する。

(イ) しかしながら、法78条1項2号に該当する場合でも、同号イないしハに該当する場合は、情報を開示しなければならない。

とりわけ、当該情報が地方公務員の職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職遂行の内容に係る部分は開示しなければならない（同号ハ）。

(ウ) また、開示請求対象の情報の中に第三者を識別することができる情報があれば該当部分だけ不開示とすれば足りるのであって、項目全体や段落全体を不開示とすることは広範に過ぎ、過度の不開示は違法である。本件不開示部分の多くは、そのタイトルや項目に照らせば、第三者識別情報でない情報が多く含まれていると推測されるにもかかわらず、広範なマスキングがされており、違法である。

(エ) 「個人識別情報でないが開示することにより第三者の権利利益を害するおそれがあるもの」については、どのような第三者の権利利益が害されるおそれがあるのか、明らかにすべきであって、単に法律の文言を並べるだけでは要件を満たすものではない。

イ 法78条1項7号を理由とする不開示部分について

(ア) 処分庁は「関係機関等から聴取した内容が、審査請求人に知らされることを前提とすれば、110番通報者が通報をためらい、または通報にあたり通報者が率直な意見や判断を述べることや、関係機関等が詳細な状況報告や判断を含む情報提供を行うことを躊躇することが予想される。」と主張する。そして、「このことが、〇〇のために自身を傷つけまたは他人に危害を及ぼすおそれのある〇〇に対し、本来必要であった適宜適切な医療及び保護が提供されない等、本事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれを生じさせることとなり、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること」を不開示の理由とする。

(イ) しかしながら、本人に情報を開示すれば、「情報提供者が将来通報をためらい又は率直な意見や判断を述べることや、関係機関等が詳細な状況報告や判断を含む情報提供を行うことが躊躇される」という理屈は、本人が情報提供者や関係機関に対し危害を及ぼしたり不当な対応を行ったりするであろうという想定を前提としており、〇〇はそのような行動にでるであろうという偏見ないし差別思想に基づくものといわざるをえない。

(ウ) 〇〇法は、〇〇を掲げる。

「〇〇。」

そして、国と地方公共団体の責務として、〇〇が定められている。

(エ) また、〇〇法は、〇〇を目的とする」(1条)。

そして、都道府県には、法律の実施に関し、次の責務がある(2条2項)。

「〇〇。」

(オ) これらの法律と相まって〇〇法は、〇〇を目的とし(1条)、地方公共団体の義務(2条)として、「〇〇が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をすることができるように努力する」と定めている。

かかる法の理念に照らせば、〇〇に至った経緯や〇〇中の本人に関する情報について、〇〇後に本人が知ることは当然の権利であり、通報者や関係機関等の協力を得られなくなることを理由として、〇〇解除後にもかかわらず本事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれを生じさせるとか、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという理由で不開示にすることは、〇〇に関する上記各法律の基本理念に反しており、もはや適正な事務の遂行とは言い難く、不開示の正当な理由として認められないというべきである。

#### 4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

(2) 処分内容及び理由

ア 処分の内容

(ア) 審査請求に係る処分

本件審査請求に係る処分は、本件決定である。

(イ) 保有個人情報開示請求について

審査請求人は、令和6年2月14日付け保有個人情報開示請求書において、本件開示請求を請求内容とする本件開示請求を行った。

(ウ) 保有個人情報の特定及びそれが記録された対象文書の内容について

a 保有個人情報の特定について

本件開示請求を受け、本件文書に記録された保有個人情報を特定し、本件決定を行った。

b 対象文書の内容

(a) 本件文書1は、審査請求人に係る〇〇に基づく入院費用徴収額の認定に際し、審査請求人と生計を一にする配偶者又は扶養義務者の有無を確認するために、〇〇市長へ住民票の交付を依頼した文書である。その内容は以下のとおりである。

i 起案用紙

ii 交付依頼文書（文書案、施行文書写し）

iii 郵便（写し）

(b) 本件文書2は、住民票や市町村民税所得割額等の照会結果から、審査請求人に係る〇〇の入院費用徴収額を決定した文書である。

内容は、以下のとおりである。

i 起案用紙（原本、写し）

ii 〇〇費用徴収認定調書

iii 決定通知書（施行文書写し）

iv 電子起案別添付用紙

v 費用徴収調査票

vi 住民票

vii 情報照会結果票（市町村民税所得割額、国民健康保険資格情報）

(c) 本件文書3は、医療機関管理者から審査請求人に関する転院の申請を受理し、それを許可した文書である。内容は、以下のとおりである。

i 起案用紙

- ii 転院通知書（文書案、施行文書写し）
- iii 転院指令書（文書案、施行文書写し）
- iv 転院申請書送付通知書
- v 転院申請書

(d) 本件文書4は、〇〇年〇〇月〇〇日に審査請求人に対し、千葉県健康福祉部〇〇が実施した〇〇事務に関する文書である。その内容は、以下のとおりである。

- i 供覧用紙 〇〇保健所が作成した用紙
- ii 起案用紙 〇〇課が作成した用紙
- iii 〇〇指定医（以下「指定医」という。）による診察命令書（文書案、施行文書写し）
- iv 〇〇による診察実施通知書（文書案、施行文書写し）
- v 移送に際してのお知らせ（文書案、施行文書写し）
- vi 〇〇書（〇〇決定のお知らせ）（文書案、施行文書写し）
- vii 〇〇による診察結果通知書（文書案、施行文書写し）
- viii 〇〇決定通知書（文書案、施行文書写し）
- ix 〇〇等通報受書
- x 通報書
- xi 〇〇に基づく事前調査書
- xii 〇〇に関する診断書
- xiii 〇〇のための移送に関する診察記録票
- xiv 〇〇のための移送記録票
- xv 経過記録
- xvi 〇〇業務報告書

(e) 本件文書5は、審査請求人が行った、〇〇に基づく退院請求に係る資料を〇〇へ提供した文書である。内容は、以下のとおりである。

- i 起案用紙
- ii 退院等の請求に係る資料の送付文書（文書案、施行文書）
- iii 〇〇に基づく事前調査書写し
- iv 〇〇に関する診断書写し

(f) 本件文書6は、審査請求人に関して、〇〇の退院後支援マニュアルに基づく支援の実施について所内検討を行った結果、審査請求人から同意が得られなかったことから、同マニュアルに基づく支援の対象外と判断した文書である。内容は、以下のとおりである。

- i 起案用紙

- ii 退院後支援アセスメントシート
  - iii ○○に基づく事前調査書写し
- (g) 本件文書7は、審査請求人が入院中の医療機関からケース概要書の提供依頼書を受領し、その提供を行った文書である。内容は、以下のとおりである。
- i 起案用紙
  - ii ケース概要書（文書案、施行文書写し）
  - iii ケース概要提供書送付文書（文書案、施行文書写し）
- (h) 本件文書8は、審査請求人に関して、○○の退院後支援マニュアルに基づく支援の実施について所内検討を行った結果、審査請求人から同意が得られたことから、同マニュアルに基づく支援対象者と判断し、審査請求人等に対し、関係書類の提出を求める事を決定した文書である。内容は、以下のとおりである。
- i 起案用紙（原本、写し）
  - ii 退院後支援に係る同意書（文書案、原本）
  - iii ○○の退院後支援に係る書類の作成依頼文書（文書案、施行文書写し）
  - iv 退院後支援のニーズに関するアセスメント
  - v 退院後支援に関する計画に係る意見書
  - vi 病状が悪化した場合の対処方針（困った時の対処）
  - vii 退院後支援アセスメントシート写し
- (i) 本件文書9は、審査請求人に関する○○の解除を決定した文書である。内容は以下のとおりである。
- i 起案用紙
  - ii ○○解除通知書（文書案、施行文書写し）
  - iii ○○の症状消退届
- (j) 本件文書10は、審査請求人に関する相談・訪問指導記録である。
- c 事務の内容

本件文書1及び2は、○○の費用の徴収事務で作成されたものである。同事務は、当該○○またはその扶養義務者が入院に要する費用を負担することが出来ると認められた時は、知事はその費用の全部または一部を徴収する事務である。これに伴い、必要に応じて、当該○○若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、または公官署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることが出来る事務である。

本件文書3は、○○を採っている指定病院からの転院申請に基づ

く事務で作成されたものである。同事務は、病院を管轄する保健所長を経由し、知事あてに提出された転院申請書の内容を審査の上、転院が必要と認めた時は転院承認書を示達し、併せてその関係者へ転院を通知する事務である。

本件文書4は、〇〇による警察官通報、〇〇による申請等に基づき行われる指定医の診察等、〇〇による診察の通知、〇〇による判定の基準、〇〇による都道府県知事による〇〇に関する事務で作成されたものである。これらは、警察官通報に基づき、知事が調査の上で〇〇の要否を判断し、必要があると認めるときには指定医による〇〇を経て〇〇を採ることを通じて、〇〇に対し、適宜適切な医療及び保護を提供するための事務である。平日日中は保健所で実施しており、夜間休日は〇〇で実施している。

本件文書5は、〇〇により審査請求人が行った退院請求に際し、〇〇による退院等の請求に係る審査に用いる資料の提供に関する事務である。退院請求に関する事務は、〇〇課が行っており、同課が所管している〇〇においてその審査が行われる。

本件文書6及び8は、〇〇に基づき、千葉県が定めた「〇〇の退院後支援マニュアル」（〇〇通知）に関する事務で作成されたものである。同事務は、自治体を中心となって退院後に必要な医療、福祉、介護、就労支援等の支援を行う必要があると認められる者について退院後支援に関する計画を策定する事務である。

本件文書7は、〇〇通知「〇〇を受け入れる医療機関へのケース概要書の提供について」に基づく事務で作成されたものである。同事務は、適切な入院医療を提供する観点から実施している事務である。

本件文書9は、〇〇の解除事務で作成されたものである。同事務は、〇〇により、〇〇を採っている指定病院から〇〇の症状消退届の提出があった場合に、〇〇の解除を通知する事務である。

本件文書10は、〇〇に基づき作成されたものである。同事務は、〇〇等への継続的な支援のために活用することを目的として行われている事務である。

## イ 処分の理由

### (ア) 保有個人情報の特定について

本件開示請求に係る保有個人情報が記録される行政文書としては、本件文書が考えられる。当該保有個人情報については本件決定で特定している。

よって、本件決定で特定した保有個人情報以外に本件開示請求に係

る保有個人情報が存在する必然性は考えられない。

なお、本件審査請求を受けて、あらためて対象となる保有個人情報を探索したが、本件決定で特定した保有個人情報以外に本件開示請求に係る保有個人情報は存在しなかった。

(イ) 不開示部分及びその理由について

a 法第78条第1項第2号該当性について

決定通知書に記載したとおり、本件文書4の〇〇等通報受書の通報者氏名及び経過記録の警察官氏名、並びに本件文書4、5、6及び7の〇〇に基づく事前調査書 2. 調査時の状況等の事前調査にあたっての陳述者2行目、並びに本件文書10の1頁11行目及び14行目については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり、また、個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「条例」という。）第4条及び個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（以下「規則」という。）第3条で定める警察職員の氏名に該当するため、法第78条第1項第2号に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたところである。

本件文書10の2頁45行目～46行目、3頁1行目～14行目、7頁14行目～21行目、12頁29行目～34行目、16頁29行目～46行目、17頁1行目～13行目、18頁6行目～17行目、19頁29行目～32行目及び22頁8行目～21行目については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当するため、法第78条第1項第2号に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたところである。

b 法第78条第1項第7号該当性について

決定通知書に記載したとおり、本件文書4の指定医による診察命令書の宛先、並びに本件文書4、5及び7の〇〇に関する診断書の指定医氏名及び印影、並びに本件文書4の〇〇に関する診察記録票の指定医氏名及び印影、同文書の〇〇業務報告書の診察医師、診断名及び発送元、同文書の経過記録の指定医氏名、所属及び診断名、並びに本件文書10の1頁22行目から24行目、27行目、40行目及び45行目の指定医氏名、所属及び診断名等については、開示することにより被診察者等から診断に至る経緯や診断の根拠等について、その真意や詳細を確かめるため、圧迫及び干渉を受ける可能性があり、このことを懸念して公正適切な診察が困難になるおそれがある。また、指定医の氏名等を開示するとすれば、被診察者等

へその氏名等の通知を前提とした診察を行うことについて、指定医の理解が得られず、その結果、〇〇への協力が得られなくなり、県の機関が行う〇〇事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたところである。

本件文書4の〇〇等通報受書の申請、通報された原因、現在の状態、治療歴等、通報書の発見時の状況及び保護が必要と認めた理由、並びに本件文書4、5、6及び7の〇〇に基づく事前調査書の2. 調査時の状況等の家族構成、家庭の状況、生活歴等2行目～16行目、申請、通報された原因（言動・経緯）、現在の状況等の2行目～8行目及び10行目～12行目、現在までの主な治療歴2行目～3行目、並びに本件文書6及び8の退院後支援アセスメントシートのジェノグラム、診断名、チェック、確認方法、計算及び支援決定欄、並びに本件文書7のケース概要書の家族の状況、家族構成、生活歴等、直近の状況1行目～6行目及び8行目～10行目、治療歴、並びに本件文書10の2頁28行目～30行目、36行目～42行目、3頁16行目～20行目、22行目～24行目、27行目～28行目、30行目～34行目、37行目～46行目、4頁3行目～11行目、15行目～18行目、27行目～28行目、6頁32行目～38行目、7頁23行目、25行目、27行目～37行目及び40行目～45行目、8頁1行目～3行目、8行目、10行目、12行目、15行目～32行目、34行目～40行目、44行目～46行目、9頁1行目～5行目、29行目～40行目、44行目～46行目、10頁1行目～10行目、13行目、16行目～30行目、33行目～46行目、11頁1行目～7行目、10行目～19行目、22行目～27行目、29行目～34行目、37行目～39行目、42行目、44行目～46行目、12頁1行目～6行目、38行目～46行目、13頁1行目～18行目、20行目～29行目、32行目～39行目、42行目～46行目、14頁1行目～5行目、7行目～14行目、38行目～46行目、15頁1行目～4行目、12行目～23行目、27行目～32行目、36行目～43行目、46行目、16頁1行目～6行目、9行目～14行目、22行目～26行目、17頁16行目、17行目、22行目～24行目、27行目1文字目～11文字目、33行目～46行目、18頁1行目～3行目、20行目～31行目、35行目～40行目、43行目～46行目、19頁1行目～5行目、8行目～23行目、25行目～27行目、35行目～46行目、20頁1行目～3行目、34行目～3

9行目、41行目、44行目、46行目、21頁1行目、4行目～24行目、26行目、28行目～46行目、22頁1行目、4行目～6行目、24行目～46行目、及び23頁1行目については、開示請求者以外の関係機関から聴取した情報であり、開示することにより、今後当該関係機関から開示を前提とした情報しか得られなくなるおそれや、当該関係機関との信頼関係を害するおそれがある。その結果、情報収集に支障をきたし、〇〇業務の目的が達成できなくなり、県の機関が行う〇〇事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当するとして、当該部分を不開示としたところである。

本件文書4、5及び7の〇〇に関する診断書の主たる〇〇、ICDカテゴリー、生活歴及び現病歴、重大な問題行動、現在の〇〇症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像、診察時の特記事項、〇〇に関する診察記録票の症状及びその他特記事項、並びに本件文書7のケース概要書の指定医A及びBの所見、病名、ICDカテゴリー及び特記事項、並びに本件文書9の〇〇者の症状消退届の主たる〇〇、ICDカテゴリー、入院以降の病状又は状態像の経過及び〇〇症状の消退を認めた指定医氏名については、開示することにより、診察を行った医師との信頼関係が崩れる可能性がある。

また、〇〇に関する診断書は、〇〇業務の特性上、一般的に患者が依頼して医師が記載するものとは性質を異にし、知事の命により記載が求められるものであるため、開示することにより、今後、本人の感情や反応を考慮して記載内容が簡略化や形骸化される可能性がある。その結果、適宜適切な医療及び保護が提供されない等、当該〇〇事務若しくは将来の同種の事業の目的達成に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたところである。

本件文書6及び8の退院後支援アセスメントシートの検討内容及び欄外1行目～5行目については、検討にあたり考慮した事項を開示すると、今後、本人の感情や反応を考慮して記載内容が簡略化や形骸化される可能性があり、その結果、継続的な支援についての十分な検討を行うことが困難となり、当該〇〇事務若しくは将来の同種の事業の目的達成に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当するとして、当該部分を不開示としたところである。

本件文書8のメールアドレスについては、一般に公開されていない業務用電子メールアドレスであり、開示することにより、いたず

ら、偽計等に使用されるおそれがあり、そういった使用がされた場合、県の機関が行う〇〇事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当するとして、当該部分を不開示としたところである。

本文書10の5頁38行目～46行目及び6頁1行目～3行目については、開示することにより、広域専門指導員が審査請求人に対して行う〇〇に関する個別相談に影響を与え、審査請求人との信頼関係が崩れる可能性があるとともに、広域専門指導員が行う〇〇に関する相談等業務の適正な遂行が困難となるおそれがある。その結果、今後、〇〇に関する事務若しくは将来の同種の事業の目的達成に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたところである。

また、同文書の6頁7行目、46行目、14頁31行目、17頁27行目12文字目～19文字目及び31行目6文字目～10文字目については、対応した職員の所見であり、開示することにより、今後、本人の感情や反応を考慮して記載内容が簡略、形骸化し、継続的な支援の実施が困難となり、このことが、将来の相談事務または、〇〇事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号に該当するとして、当該部分を不開示としたところである。

### (3) 弁明の内容

当該〇〇は、警察官通報に基づき、知事が調査の上で〇〇の要否を判断し、指定医による〇〇等を経て〇〇を採っており、〇〇により適正に遂行している。

審査請求人は、法第78条第1項第2号を理由とする不開示部分のうち、個人識別情報が含まれている記述については、個人識別情報とそれ以外の情報を区別せず一体として不開示とするのではなく、これらを区別したうえで個人識別情報以外の部分は開示すべきである旨主張する。

しかしながら、法第78条第1項では、「行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（中略）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない」と規定されており、法第78条第1項第2号では、「開示請求者以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（中略）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を

害するおそれがあるもの」については不開示とされている。本件については、開示請求に係る保有個人情報の中に、開示請求の対象となる保有個人情報に係る本人以外の個人（以下、4において「第三者」という。）に関する情報が含まれており、第三者に関する情報を本人に開示することにより、当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあるため、不開示とすることが妥当である。

審査請求人は、法第78条第1項第7号柱書を理由とする不開示部分については、不開示とした場合に害される法益との利益衡量を行い、当該〇〇手続の「適正な遂行」かどうか検討し、それが肯定される場合でも、「支障」を及ぼす「おそれ」が抽象的なものにとどまらず実質的、客観的に認められる場合でない限り、開示されなければならない旨を主張する。

しかしながら、法第78条第1項第7号では、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、（中略）その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、不開示とされている。

〇〇手続きは、本人以外からの申請等を契機として手続きが進められるものであり、しかも本人の意思に関わらず、〇〇させることが出来る制度であることから、一般に本人がこの〇〇に納得していない場合が想定される。また、事柄の性質上、当該〇〇手続きに係る関係機関等からの陳述内容等においては、それが本人と認識が異なることや、意に沿わない情報であることが想定される。

そのため、関係機関等から聴取した内容が、審査請求人に知られることを前提とすれば、110番通報者が通報をためらい、または通報にあたり通報者が率直な意見や判断を述べることや、関係機関等が詳細な状況報告や判断を含む情報提供を行うことを躊躇することが予想される。

このことが、〇〇に対し、本来必要であった適宜適切な医療及び保護が提供されない等、本事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれを生じさせることとなり、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とすることが妥当である。

審査請求人は、本件開示請求は、〇〇という重大な行政措置の具体的理由の開示を求めるものであり、それが適正に行われたことを本人に対し明らかにする必要性は高く、審査請求人の権利利益を保護するために特に必要であるから、不開示情報であるとしても、裁量的に開示すべきである旨主張する。

しかしながら、当該〇〇は、(3)の冒頭で示したとおり〇〇に基づき適正に遂行されたものである。このため、審査請求人に開示すべき特段の

必要性があるとは認められない。

## 5 審議会の判断

### (1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)アのとおり、実施機関が本件決定で不開示とした情報のうち、一部について開示することを求めているので、以下、審査請求人が開示を求めている情報について検討する。

### (2) 本件決定の不開示情報について

ア 本件文書4から10までについて

本件文書4は、〇〇年〇〇月〇〇日に審査請求人に対し、〇〇が実施した〇〇事務に関して作成された文書であると認められる。

本件文書5は、審査請求人が行った、〇〇に基づく退院請求に係る資料を〇〇へ提供する際に作成された文書であると認められる。

本件文書6は、審査請求人に関して、〇〇の退院後支援マニュアルに基づく支援の実施について〇〇保健所内で検討を行った結果、審査請求人から同意が得られなかったことから、同マニュアルに基づく支援の対象外と判断した際に作成された文書であると認められる。

本件文書7は、審査請求人が入院していた医療機関に対し、審査請求人のケース概要書を提供する際に作成された文書であると認められる。

本件文書8は、審査請求人に関して、〇〇の退院後支援マニュアルに基づく支援の実施について〇〇保健所内で検討を行った結果、審査請求人から同意が得られたことから、同マニュアルに基づく支援対象者と判断し、審査請求人等に対し、関係書類の提出を求める事を決定する際に作成された文書であると認められる。

本件文書9は、審査請求人に関する〇〇の解除を決定する際に作成された文書であると認められる。

本件文書10は、審査請求人に関する相談・訪問指導記録であると認められる。

イ 不開示情報について

本件文書4から10までのうち、実施機関が本件決定において不開示とした情報は、番号1から91までのとおりであり、審査請求人が前記3(1)アで開示を求めている情報を審議会として、次に掲げるとおりに分類した。

(ア) 審査請求人以外の個人の情報(番号56、57、64、71、77、78、82、84及び89。以下「本件第三者情報」という。)

(イ) 実施機関が関係機関等から聴取した情報(番号4から9まで、22

から24まで、28、31から33まで、35、38から40まで、44、48、55、58から61まで、65から70まで、72、73、75、76、79、81、83、85から88まで、90及び91。以下「本件聴取等情報」という。)

(ウ) 実施機関が行った評価、判定、診断等に関する情報（番号11、14、17、18、26、29、30、36、37、42、45、46、49から52まで、62、74及び80。以下「本件診断等情報」という。)

ウ 不開示情報該当性について

(ア) 本件第三者情報について

a 実施機関は、本件第三者情報について、法第78条第1項第2号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

b 当該情報は審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、法第78条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する特段の事情も認められない。

したがって、当該情報は、法第78条第1項第2号に該当し、不開示が相当である。

(イ) 本件聴取等情報について

a 本件聴取等情報は、実施機関が、審査請求人の〇〇に際しての事前調査のために関係機関等から審査請求人について聴取した情報や、〇〇に関して関係機関等とやり取りした際の情報と認められる。

実施機関は、本件聴取等情報について、法第78条第1項第7号に該当し、不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

b 本件聴取等情報は、前記aのとおりであり、当該情報を開示した場合、関係機関との信頼関係が損なわれ、その結果、情報収集に支障を来すなど、適切な措置がとれなくなるおそれがあるといえることから、〇〇業務の目的が達成できなくなり、又は〇〇業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法第78条第1項第7号に該当し、不開示が相当である。

(ウ) 本件診断等情報について

a 本件診断等情報は、〇〇に関する指定医による診断に関する情報や、〇〇業務に際して実施機関が行った評価、判定に関する情報と認められる。

実施機関は、本件診断等情報について、法第78条第1項第7号に該当し、不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

b 本件診断等情報のうち指定医による診断に関する情報

本件診断等情報のうち、番号11、14、17、18、26、36、37、42、45、46及び52には〇〇に関する指定医による診断に関する情報が記録されており、当該情報を開示すると、指定医は、今後、本人の感情や反応を考慮して、記載内容を開示されたとしても差し障りのない内容にする等、簡略化する事態が想定され、その結果、診断書等の記載内容が形骸化し、〇〇に関する業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法第78条第1項第7号に該当し、不開示が相当である。

c 本件診断等情報のうち評価、判定に関する情報

本件診断等情報のうち、番号29、30、49から51まで、62、74及び80には、実施機関が審査請求人を評価した情報が記録されている。

〇〇は、本人の意に反しても行うことのできる〇〇であり、その性質上、本人と実施機関との間に軋轢を生むおそれのあるものであり、当該情報を開示すると、実施機関の業務に支障を及ぼす行為が行われるおそれがあるといえるため、〇〇業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法第78条第1項第7号に該当し、不開示が相当である。

(3) 法第80条該当性について

審査請求人は、前記3(1)イ(イ)dにおいて、法第80条に基づく裁量的開示を求めており、審議会が前記(2)において不開示としたことは妥当であると判断した部分のうち番号11、26及び42の「現在の状態像」について、審議会が事務局職員を通じて実施機関に確認したところ、〇〇が一部改正されたことに伴い、令和5年4月1日以降、〇〇の決定の際に入院理由を相手方に通知することが義務付けられたとのことである。

そうすると、本件の〇〇の決定時には、本人に入院理由を通知することが法的には義務付けられていなかったものの、その後の法律の改正等によって現在では本人に入院理由を通知すべきものとされていることを考慮すると、実施機関の現時点における対応としては、番号11、26及び42の「現在の状態像」について開示することが望ましい。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年 7月31日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和6年 8月23日	反論書の受理
令和7年12月18日	審議（令和7年度第8回第2部会）
令和8年 1月29日	審議（令和7年度第9回第2部会）
令和8年 2月26日	審議（令和7年度第10回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会

別表 1

番号	行政文書の件名	名 称
1	〇〇に係る証明書等の交付について（依頼）	本件文書 1
2	〇〇の費用徴収額の決定について	本件文書 2
3	〇〇の転院について	本件文書 3
4	〇〇における〇〇事務実施報告について（供覧）	本件文書 4
5	退院等の請求に係る資料の提供について（送付）	本件文書 5
6	〇〇の退院後支援マニュアル関連文書	本件文書 6
7	〇〇のケース概要書の送付について（送付）	本件文書 7
8	〇〇の退院後支援マニュアルに係る対象者の同意等について	本件文書 8
9	〇〇による〇〇解除について（通知）	本件文書 9
10	相談・訪問指導記録	本件文書 10

別表 2

番号	行政文書	頁	文書名	不開示部分	実施機関の不開示理由	審議会による区分
1	本件文書4	7	指定医による診察命令書（案1）	宛先	第7号	—
2		9	指定医による診察命令書（案1）	宛先		—
3		23	〇〇等通報受書	通報者氏名	第2号等	—
4				申請・通報等された原因及び現在の状態	第7号	本件聴取等情報
5				治療歴等		
6		25	通報書	発見時の状況及び保護が必要と認めた理由	第7号	本件聴取等情報
7		27	〇〇に基づく事前調査書	2. 調査時の状況等 家族構成、家庭の状況、生活歴等 2行目～16行目		
8		28		2. 調査時の状況等 申請・通報等をされた原因（言動・経緯）、現在の状況等 2行目～8行目 10行目～12行目		
9			2. 調査時の状況等 現在までの主な治療歴 2行目～3行目			

10	本件文書4	28	〇〇に基づく事前調査書	2. 調査時の状況等 事前調査にあたっての陳述者 2行目	第2号等	—
11		29・31	〇〇に関する診断書	1主たる〇〇 I C Dカテゴリー、生活歴及び現病歴、重大な問題行動、現在の〇〇症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像、診察時の特記事項	第7号	本件診断等情報
12				印影3カ所 〇〇指定医氏名		
13		32	〇〇に関する診察記録票	印影2カ所		—
14				症状 その他特記事項		本件診断等情報
15				印影2カ所 指定医氏名		—
16				印影1カ所		—
17		37	経過記録	警察官氏名、〇〇指定医氏名及び所属名、診断名 4行目 7行目 15行目 16行目 17行目 20行目 33行目 38行目	第2号等 第7号	本件診断等情報 (ただし関係者の氏名及び所属を除く)

18	本件文書4	41	〇〇業務報告書	診察状況、診察医師、診断名 4行目～5行目 7行目～8行目	第7号	本件診断等情報 (ただし関係者の氏名及び所属を除く)
19				保健所への連絡状況 発送元		—
20		43	指定医による診察命令書	宛先		—
21				45		宛先
22	本件文書5	5	〇〇に基づく事前調査書	2. 調査時の状況等 家族構成、家庭の状況、生活歴等 2行目～16行目	第7号	本件聴取等情報
23				6		
24		2. 調査時の状況等 現在までの主な治療歴 2行目～3行目				
25		2. 調査時の状況等 事前調査にあたっての陳述者 2行目		第2号等		

26	本件文書5	7・8	〇〇に関する診断書	1主たる〇〇 I C Dカテゴリー、 生活歴及び現病歴、 重大な問題行動、現 在の〇〇症状、その 他の重要な症状、問 題行動等、現在の状 態像、診察時の特記 事項		本件診断 等情報
27				印影3カ所 〇〇指定医氏名		
28	本件文書6	3	退院後支援アセ スメントシート	ジェノグラム 診断名 チェック 確認方法 計算・支援決定欄	第7号	本件聴取 等情報
29				4		
30		欄外 1行目～5行目				
31		5	〇〇に基づく事 前調査書	2. 調査時の状況等 家族構成、家庭の状 況、生活歴等 2行目～16行目		本件聴取 等情報
32		6		2. 調査時の状況等 申請・通報等をされ た原因（言動・経 緯）、現在の状況等 2行目～8行目 10行目～12行目		
33				2. 調査時の状況等 現在までの主な治療 歴 2行目～3行目		
34	2. 調査時の状況等 事前調査にあたって の陳述者2行目			第2号 等	—	

35	本件文書7	3	ケース概要書	家族の状況、家族構成、生活歴等、直近の状況 1行目～6行目 8行目～10行目、治療歴	第7号	本件聴取等情報
36		4		〇〇指定医Aの所見、病名、ICDカテゴリー、特記事項		本件診断等情報
37				〇〇指定医Bの所見、病名、ICDカテゴリー、特記事項		
38		9	〇〇に基づく事前調査書	2. 調査時の状況等 家族構成、家庭の状況、生活歴等 2行目～16行目	第7号	本件聴取等情報
39		10		2. 調査時の状況等 申請・通報等をされた原因（言動・経緯）、現在の状況等 2行目～8行目 10行目～12行目		
40				2. 調査時の状況等 現在までの主な治療歴 2行目～3行目		
41	2. 調査時の状況等 事前調査にあたっての陳述者2行目			第2号等		

42	本件文書7	11 ・ 12	〇〇に関する診断書	1主たる〇〇 I C Dカテゴリー、 生活歴及び現病歴、 重大な問題行動、現 在の〇〇症状、その 他の重要な症状、問 題行動等、現在の状 態像、診察時の特記 事項	第7号	本件診断 等情報
43				印影3カ所 〇〇指定医氏名		—
44		27	ケース概要書	家族の状況、家族構 成、生活歴等、直近 の状況 1行目～6行目 8行目～10行目、 治療歴		本件聴取 等情報
45		28		〇〇指定医Aの所 見、病名、I C Dカ テゴリー、特記事項		本件診断 等情報
46				〇〇指定医Bの所 見、病名、I C Dカ テゴリー、特記事項		
47	本件文書8	7 ・ 21	〇〇の退院後支 援に係る書類の 作成について (依頼)	メールアドレス		—
48		15	退院後支援アセ スメントシート	ジェノグラム 診断名 チェック 確認方法 計算・支援決定欄		本件聴取 等情報

49	本件 文書 8	17	退院後支援アセ スメントシート	検討内容	第7号	本件診断 等情報
50				欄外 1行目～5行目		
51		19		検討内容		
52	本件 文書 9	7	〇〇の症状消退 届	1主たる〇〇 I C Dカテゴリー、 入院以降の病状又は 状態像の経過 〇〇症状の消退を認 めた〇〇指定医氏名	第7号	本件診断 等情報
53	本件 文書 10	1	相談記録	1 1行目 1 4行目	第2号 等	—
54				2 2行目～2 4行目 2 7行目 4 0行目 4 5行目	第7号	—
55				2 2 8行目～3 0行目 3 6行目～4 2行目		本件聴取 等情報
56		4 5行目～4 6行目		第2号	本件第三 者情報	
57		1行目～1 4行目				
58		3		1 6行目～2 0行目 2 2行目～2 4行目 2 7行目～2 8行目 3 0行目～3 4行目 3 7行目～4 6行目	第7号	本件聴取 等情報
59		4		3行目～1 1行目 1 5行目～1 8行目 2 7行目～2 8行目		
60		5		3 8行目～4 6行目		
61		6		1行目～3行目		
62				7行目 4 6行目		
63	3 2行目～3 8行目		本件聴取 等情報			

64	本件文書 10	相談記録	1 4 行目～2 1 行目	第 2 号	本件第三 者情報	
65			7	2 3 行目 2 5 行目 2 7 行目～3 7 行目 4 0 行目～4 5 行目	第 7 号	本件聴取 等情報
66			8	1 行目～3 行目 8 行目 1 0 行目 1 2 行目 1 5 行目～3 2 行目 3 4 行目～4 0 行目 4 4 行目～4 6 行目		
67			9	1 行目～5 行目 2 9 行目～4 0 行目 4 4 行目～4 6 行目		
68			10	1 行目～1 0 行目 1 3 行目 1 6 行目～3 0 行目 3 3 行目～4 6 行目		
69			11	1 行目～7 行目 1 0 行目～1 9 行目 2 2 行目～2 7 行目 2 9 行目～3 4 行目 3 7 行目～3 9 行目 4 2 行目 4 4 行目～4 6 行目		
70			12	1 行目～6 行目 3 8 行目～4 6 行目		
71			12	2 9 行目～3 4 行目	第 2 号	本件第三 者情報
72			13	1 行目～1 8 行目 2 0 行目～2 9 行目 3 2 行目～3 9 行目 4 2 行目～4 6 行目	第 7 号	本件聴取 等情報

73	本件文書 10	14	相談記録	1行目～5行目 7行目～14行目 38行目～46行目		本件聴取 等情報
74				31行目		本件診断 等情報
75		15		1行目～4行目 12行目～23行目 27行目～32行目 36行目～43行目 46行目	第7号	本件聴取 等情報
76				1行目～6行目 9行目～14行目 22行目～26行目		
77				29行目～46行目		
78		1行目～13行目				
79		17		16行目 17行目 22行目～24行目 27行目1文字目～ 11文字目 33行目～46行目	第7号	本件聴取 等情報
80				27行目12文字目 ～19文字目 31行目6文字目～ 10文字目		本件診断 等情報
81		18		1行目～3行目 20行目～31行目 35行目～40行目 43行目～46行目		本件聴取 等情報
82				6行目～17行目		第2号
83	19	1行目～5行目 8行目～23行目 25行目～27行目	第7号	本件聴取 等情報		

84	本件文書 10	19	相談記録	29行目～32行目	第2号	本件第三者情報
85				35行目～46行目	第7号	本件聴取等情報
86		20		1行目～3行目 34行目～39行目 41行目 44行目 46行目		
				87		
					88	22
89		22		8行目～21行目	第2号	本件第三者情報
90				24行目～46行目	第7号	本件聴取等情報
91				23		

注 「実施機関の不開示理由」欄の、「第2号」は法第78条第1項第2号に該当することを、「第7号」は同項第7号に該当することを、「第2号等」は同項第2号、条例第4条及び規則第3条に該当することを、それぞれ意味する。